

北海道立総合博物館条例

◎主な制定内容

札幌市及び江別市(野幌森林公園内)
総合博物館に置く施設及び主な事業

施設	主な事業
北海道博物館 北海道開拓の村 野幌森林公園 自然ふれあい 交流館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の歴史等に関する資料の収集展示及び資料に関する調査研究 ○ アイヌ民族文化に関する調査研究等 ○ 特別展示室の貸出し ○ 北海道開拓の歴史を示す建造物等の展示等 ○ 開拓過程における生活様式に係る催しの開催等 ○ 自然に関する情報提供

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

○主な制定内容

地域の自主性及び自立性を高め、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(いわゆる「第三次」括法)の制定に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める。

※現在、指定居宅介護支援等(介護支援専門員(ケアマネージャー)による居宅サービス計画の作成等)の事業の人員及び運営に関する基準等は法令により定められており、道内の各事業所において適正な事業運営がなされている



木村さん、頑張ってください!



第5回美瑛センチュリーサイクリング(1200名参加)の際に、浜田美瑛町長(右)、山本東神楽町長(左)に激励をいただきました。

十勝圏	道北圏	道央圏	区分
新得高校跡	旭川市立聖園中跡	拓北高校跡	整備箇所
2間口	3間口	3間口	整備間口
校舎改修	平成二十六年	平成二十七年	実施設計
校舎改修	平成二十七年	平成二十六年	備考

特別支援学校施設整備費

一、知的障がい高等養護学校校舎等整備費
72,912千円
平成二十八年度に知的障がい高等部の間口増が必要となる道央圏・道北圏・十勝圏の受入体制を整備する。

(施行期日 平成二十七年四月一日)

ることから、国が示した基準に基づき、これを条例において規定し、利用者の死亡事故その他重大な事故発生時における道に対する報告義務を独自基準として加えるもの。